

(裏)

【許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係						該当には ☒	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。						☐	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。						☐	
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの						☐	
営業施設情報	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別		☐ ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） ☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング					
			(ふりがな)		資格の種類			
			食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		受講した講習会		講習会名称	年 月 日
			使用水の種類		自動車登録番号※自動車において調理をする営業の場合			
			① 水道水（ ☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道） ② ☐ ①以外の飲用に適する水					
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設		☐		生食用食肉の加工又は調理を行う施設		☐	
	ふぐの処理を行う施設						☐	
	(ふりがな)							
ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等						
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面						☐	
	☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果						☐	
	☐						☐	
	☐						☐	
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日		営 業 の 種 類			備考		
	1	板保生食は第 号 年 月 日						
	2	年 月 日						
	3	年 月 日						
	4	年 月 日						
備考								